

「建築物等の解体等工事における 石綿飛散防止対策に係る リスクコミュニケーションガイドライン(案)」 の概要について

平成29年2月17日(金)
環境省水・大気環境局大気環境課
廣田 由紀

「石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーション ガイドライン策定等検討会」委員

座長

氏名	所属・役職
青島 等	一般社団法人 日本建設業連合会
小坂 智	東京都港区 環境リサイクル支援部 環境課 担当係長
小林 悦夫	公益財団法人 ひょうご環境創造協会 顧問
島田 啓三	建設廃棄物協同組合 理事長
外山 尚紀	NPO法人 東京労働安全衛生センター 労働衛生コンサルタント
蓮沼 弘行	埼玉県 環境部 大気環境課 規制担当 主幹
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山田 大介	川崎市 環境総合研究所 地域環境・公害監視課 担当係長

(五十音順、敬称略)

本ガイドラインの構成

【本編】

1. 本ガイドライン策定について
 - (1) 石綿について
 - (2) 本ガイドライン策定の趣旨
 - (3) 本ガイドラインが対象とする工事
 - (4) 本ガイドラインにおけるリスクコミュニケーションの定義と目的
2. リスクコミュニケーションの手順
 - (1) 法・条例等の規定の確認
 - (2) 周辺地域に関する情報の収集
 - (3) 石綿の使用の有無に関する事前調査
 - (4) リスクコミュニケーションを行うための準備
 - (5) リスクコミュニケーションの実施
 - (6) 実施時期ごとの留意事項
 - (7) 信頼性を高める追加的な対応
3. 石綿漏洩・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション
 - (1) 新たな石綿含有建築材料発見時
 - (2) 石綿漏洩・飛散事故発生時

【参考資料】

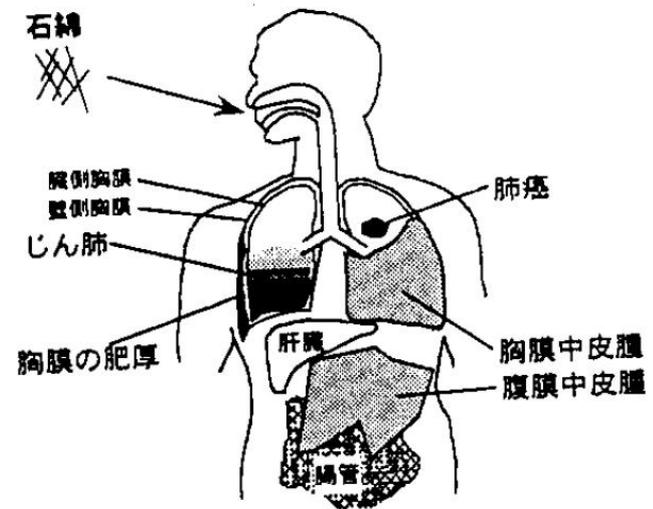
1. 石綿による健康リスク
2. 石綿含有建築材料の種類
3. リスクコミュニケーション事例における成功点・苦労点
4. リスクコミュニケーションの個別事例
5. 地方公共団体の条例等で規定・指導している解体等工事の周知範囲の事例
6. リスクコミュニケーションで使用する資料の例
7. 説明会開催の具体的な手順
8. 想定問答の例
9. 用語集

1. 本ガイドライン策定について

(1) 石綿について

■ 石綿の有害性

- 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。
- 肺がん「これまでの研究から石綿ばく露量と肺がんの発症率との間には、累積ばく露量が増えれば発症リスクが上がるという直線的な量－反応関係があることが判明している（「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書）」
- 中皮腫「低度の石綿ばく露の場合でも起こることがある。（ヘルシンキ・クライテリア（1997））」

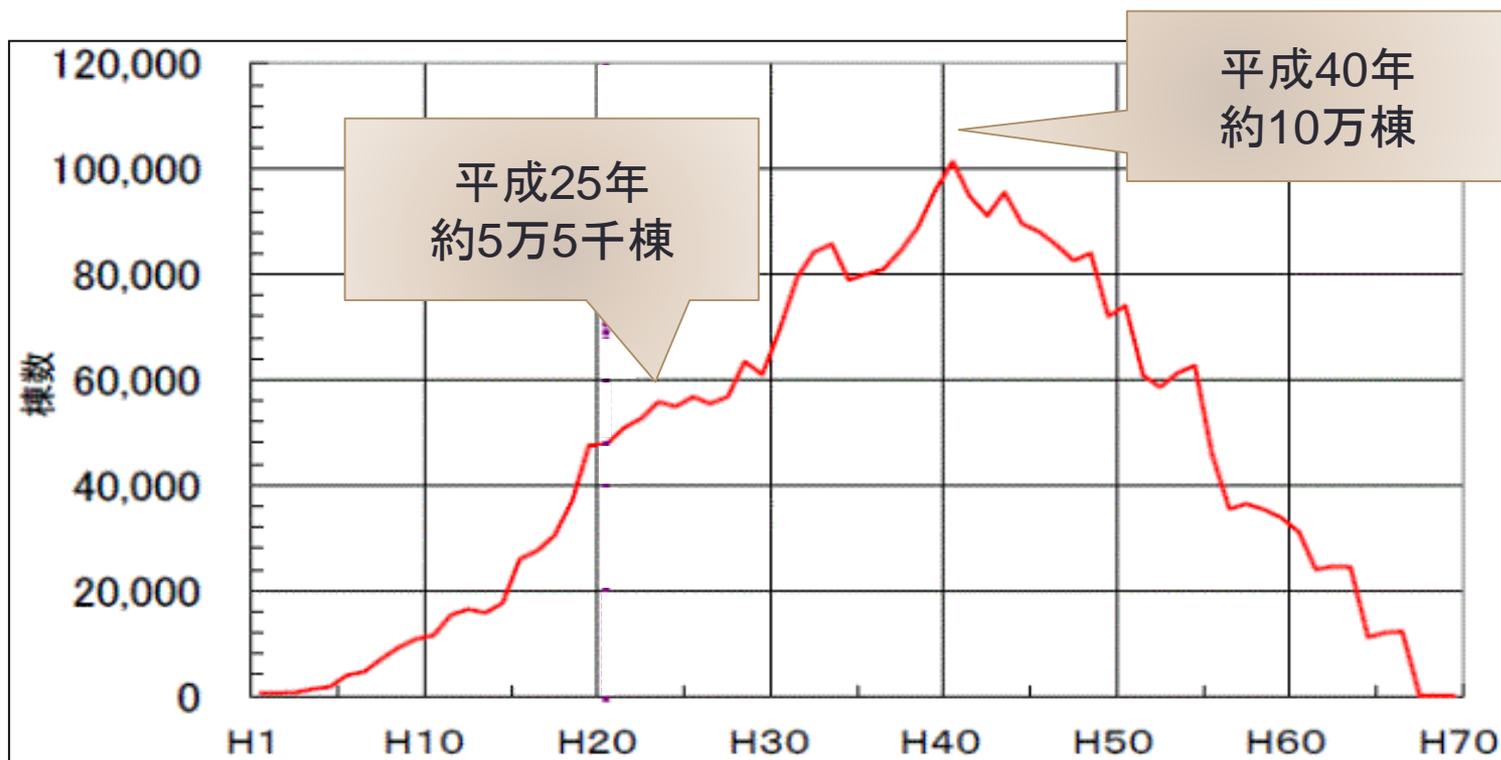


石綿によって起こる病気とその部位
(出典:せきめん読本(平成8年3月))

■ 建築物における石綿の使用

- 石綿消費量の約9割は建材製品
- 吹付け石綿が使用された可能性のある民間建築物（S31～H18までに建設された鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の建築物）は約280万棟

<国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会資料より>



<国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会資料>

(2) 本ガイドライン策定の趣旨

■ 対象者

…建築物等の解体等工事の**発注者**または**自主施工者**

受注者などに代行を委託してもよい。
ただし、この場合も、工事発注者または自主施工者は、
責任者として十分に内容を把握する必要がある。

(3) 本ガイドラインが対象とする工事

…**すべての**解体、改造、補修工事（解体等工事）

個人所有の戸建住宅も含む！

● 大気汚染防止法の特定工事

（吹付け石綿（レベル1）及び石綿を含有する耐火被覆材、断熱材、保温材（レベル2）を使用した建築物等の解体等工事）

● 石綿含有成形板等（レベル3）を使用した建築物等の解体等工事

● 石綿の使用がない工事

(4)本ガイドラインにおけるリスクコミュニケーションの定義と目的

定義

石綿飛散に係るリスクや、飛散防止対策の内容と効果などに関する**正確な情報**を関係者が**共有**し、**相互に情報や意見を交換**して**意思疎通**を図ること

関係者…工事発注者または自主施工者、工事受注者
周辺住民等
地方公共団体等関係機関

目的

- **相互理解を深め、信頼関係を構築**すること
- **飛散防止対策の質を高め、リスク低減に役立てる**こと

■ 工事発注者または自主施工者にとっての リスクコミュニケーションのメリット

- ✓ 周辺住民等とのトラブルの未然回避や初期段階での対処が可能となり、工事の円滑な推進につながる。
- ✓ 石綿漏洩・飛散事故の防止と石綿飛散防止対策の質の向上が期待される。
- ✓ 工事作業者の石綿ばく露リスクを低減できる。
- ✓ 石綿飛散に係る訴訟リスクを低減できる。
- ✓ 社会的な信頼を得ることができる。
- ✓ 万が一、事故等が発生した場合にも、問題解決の糸口となる。

工事発注者または自主施工者 (=リスクコミュニケーションの責任者)

工事発注
(リスクコミュニケーション
委託)

協力・報告
(リスクコミュニケーション
代行)

工事受注者

リスクコミュニケーション
委託

リスクコミュニケー
ション代行

コンサル会社等

- ・石綿飛散防止対策の助言・指導
- ・周辺住民等とのリスクコミュニケーションの助言・指導
- ・新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏洩・飛散事故発生時の指導・監督 など

- ・法・条例に基づく届出
- ・石綿飛散防止対策の相談
- ・周辺住民等とのリスクコミュニケーションの相談
- ・新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏洩・飛散事故発生時の報告・相談 など

・石綿の使用状況、健康リスク
・石綿飛散防止対策等の
情報提供・説明、質
問等に対する回答
など

双方向の
コミュニケー
ションの実施

・質問・意見等
提供された情報の
確認・理解
など

情報交換、
討議、信頼
関係の構築

地方公共団体等
関係機関

周辺住民等

- ・解体等工事における石綿飛散に関する相談・問い合わせ
- ・石綿漏洩・飛散事故等の相談・通報 など

- ・解体等工事における石綿飛散に関する相談・問い合わせへの回答
- ・石綿漏洩・飛散事故等への対応状況の説明 など

■ 周辺住民等とは

- 周辺住民（当該建築物等周辺を通学路や通勤に利用している者を含む）
- 周辺事業所



加えて

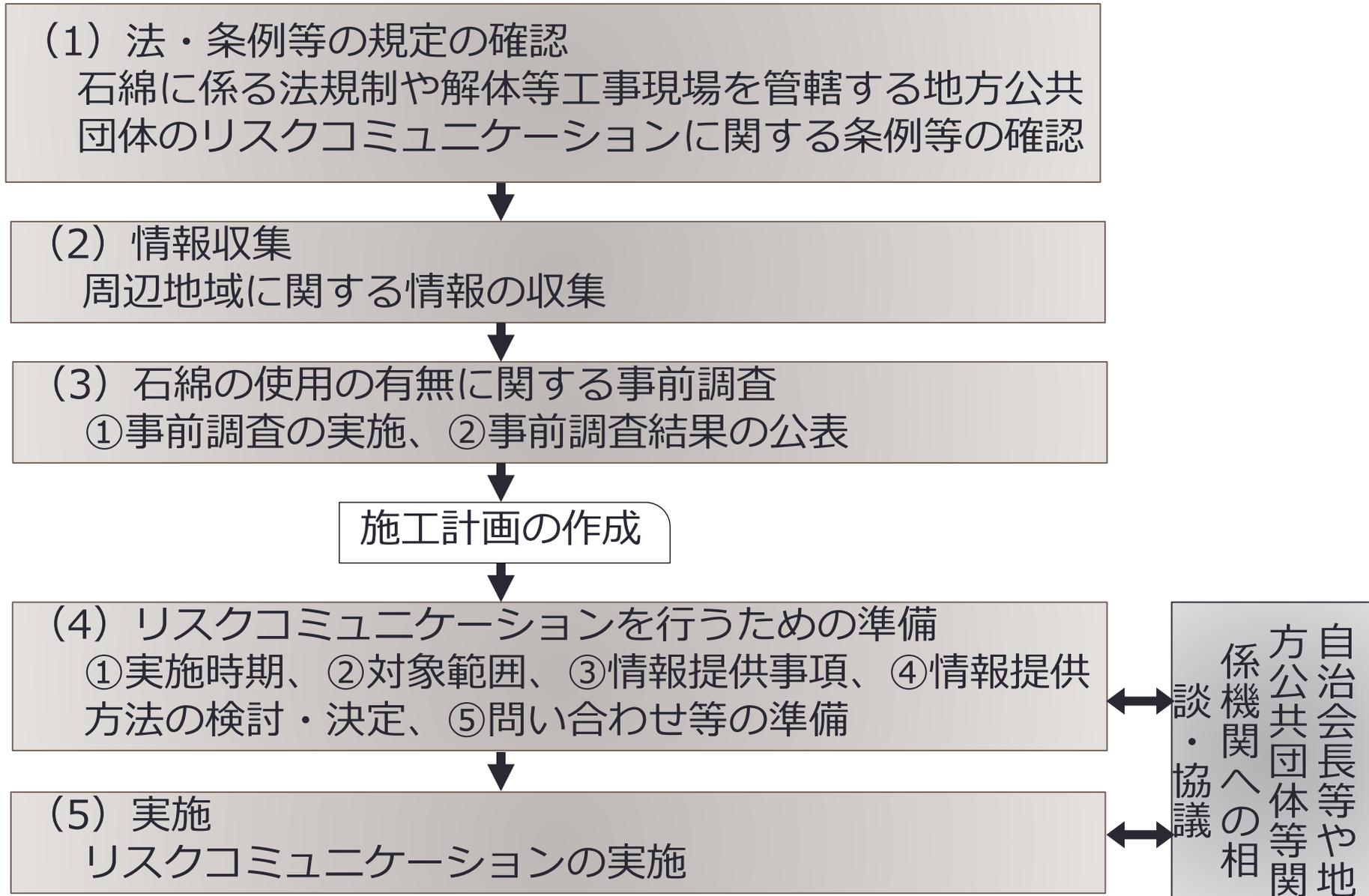
【特に配慮が必要な施設や多数の人が出入りする施設が存在する場合】

- 保育所や学校等の関係者病院、
- 大型ショッピングセンター、イベントホール（コンサートホール、スポーツ施設など）などの関係者（入院患者、来院・来場者含む）

【当該建築物等や敷地の使用を継続した状態で解体等工事を行う場合】

- 解体等工事を行う当該建築物等の内部や敷地内で活動する人（例）工場の従業員、事務所ビルテナントの従業員など
- 当該建築物等の管理者、敷地内の他の建築物等の管理者 など

2. リスクコミュニケーションの手順



(4) リスクコミュニケーションを行うための準備

■ 検討事項

① 実施時期

- 解体等工事の実施前
- 石綿除去等作業の実施中
- 石綿除去等作業の終了後

※ 新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏洩・飛散事故発生時には、別途実施が必要

② 対象範囲（対象エリア・対象者）

- 工事の種類（全面解体か、一部改造・補修か）
- 石綿含有建築材料の種類、使用箇所
- 地域のコミュニティの状況（親密か疎遠か）

などを勘案して設定

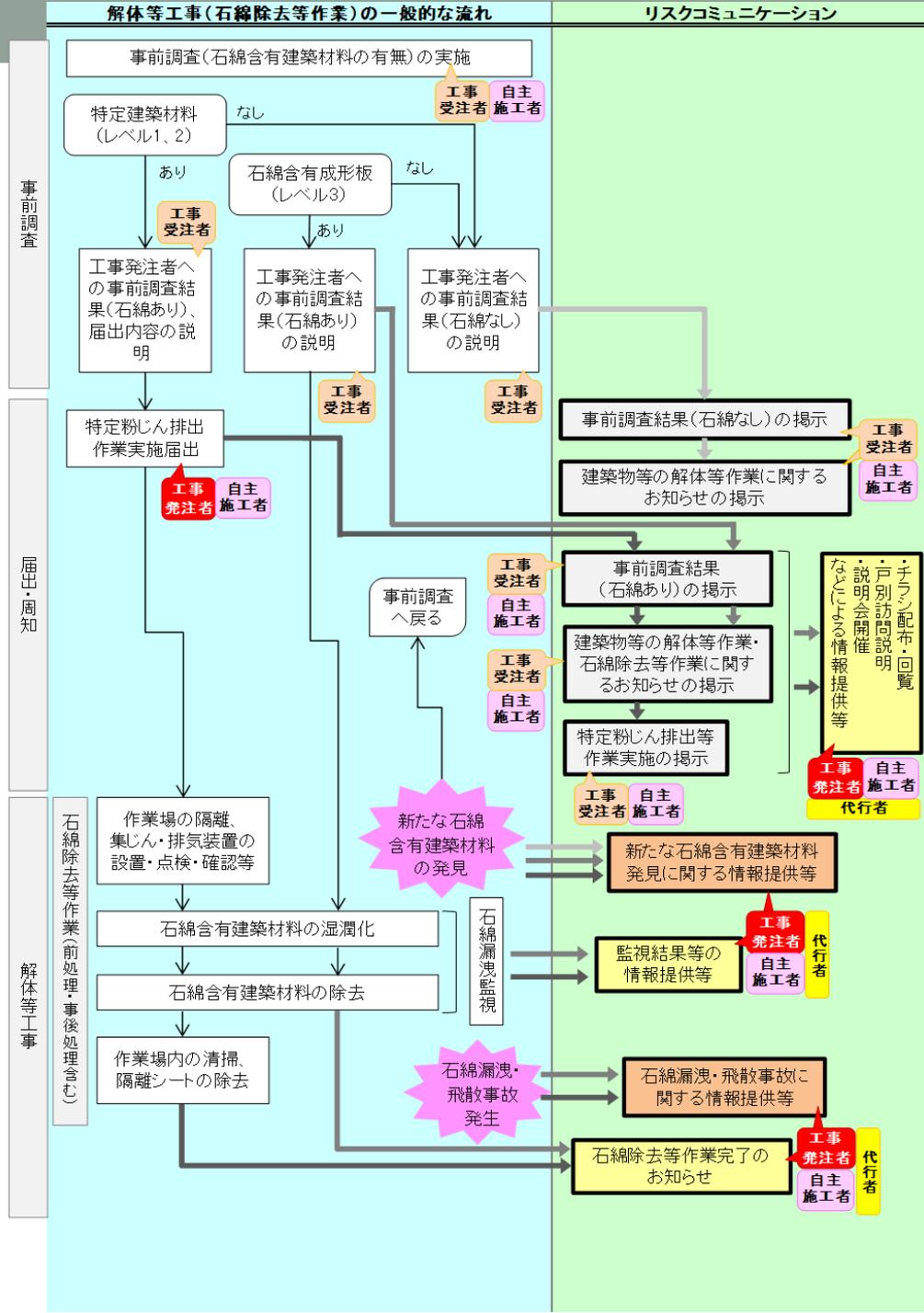
※ 迷った場合は、自治会長や地方公共団体等関係機関に相談

解体等工事(石綿除去等作業)の一般的な流れとリスクコミュニケーションの実施時期

ガイドラインp.9

- 凡例
- : リスクコミュニケーション(法令等の規定あり)
 - : リスクコミュニケーション(法令等の規定なし)
 - : 石綿漏洩・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション(法令等の規定なし)
 - ■ ■ : 実施者
 - : 石綿除去等作業関連の流れ
 - : リスクコミュニケーションの流れ(石綿なし)
 - : リスクコミュニケーションの流れ(レベル3あり)
 - : リスクコミュニケーションの流れ(レベル1,2あり)

事前調査
 届出・周知
 解体等工事
 石綿除去等作業の実施前
 石綿除去等作業の実施中
 石綿除去等作業終了後
 解体等工事終了後



③情報提供する事項

● 解体等工事の実施前

- ✓石綿に関する基本的事項、健康リスク
- ✓解体等工事の概要
- ✓事前調査の結果等
- ✓石綿除去等作業の計画
- ✓地震等の災害発生時の対応
- ✓新たな石綿含有建築材料発見時、石綿漏洩・飛散事故発生時の対応
- ✓工事発注者または自主施工者の氏名または名称及び住所
- ✓工事受注者の氏名または名称及び住所、現場責任者の氏名、連絡場所
- ✓事業場（工事現場）の名称
- ✓問い合わせ窓口
- ✓その他周辺住民等に伝えるべき事項や周辺住民等が知りたい事項

③情報提供する事項

● 石綿除去等作業の実施中

- ✓石綿漏洩監視状況
- ✓石綿除去等作業の進捗状況
- ✓問い合わせ先

● 石綿除去等作業の終了後

- ✓石綿除去等作業の実施内容
- ✓石綿除去等作業終了年月日
- ✓石綿除去等作業実施者（自主施工者または工事受注者）の氏名等
- ✓除去した石綿含有建築材料の処理状況等
- ✓工事発注者または自主施工者の氏名等
- ✓石綿漏洩・飛散の監視結果等
- ✓問い合わせ先

④情報提供方法

● 掲示

- ・ 大気汚染防止法では、事前調査の結果や作業の内容等について掲示の義務あり
- ・ 石綿障害予防規則や関連通知でも、これらの掲示が求められている。
- ・ 他の方法と組み合わせて実施することが望ましい。

● チラシの配布・回覧

- ・ 個別に配布するか、自治会の回覧板を活用する。
- ・ 掲載できる情報量が限られるので、簡潔でわかりやすく。
- ・ 問い合わせ先を必ず記載。

● 戸別訪問

- ・ 直接住民等の意見や懸念事項を聞いて対応できる。
- ・ 対象範囲がある程度限られている場合に向く。

● 説明会

- ・ 直接情報を伝えることができ、その場で住民等の質問や意見に回答できる。
- ・ 学校関係者など、広範囲に分散している人を対象とすることも可能。

主な情報提供方法の特徴

ガイドライン
p.14

方法	情報量	双方向性	実施しやすさ	メリット	デメリット
掲示	最低～少	低	易	<ul style="list-style-type: none"> ● 掲示場所（工事現場の周囲等）を通行する不特定多数の人、たまたま通りがかった人などへも石綿に関する情報を常時提供することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 掲示場所を通行しない周辺住民等へは情報提供等ができない。また、コミュニケーションの双方向性も低い。
チラシの配布・回覧	少	低	易	<ul style="list-style-type: none"> ● 局所・少数から広範囲・多数の人を対象とすることが可能。また、ショッピングセンターやイベントホールなどを利用する不特定多数の人を対象とすることも可能。 ● 効率的に広範囲・多数の人へ情報提供とすることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーションの双方向性が低い。
戸別訪問	中～多	高	中～難	<ul style="list-style-type: none"> ● 対面でのコミュニケーションであり、双方向性が高く、直に一人ひとりの住民等の意見等を聞き、対策等に反映できる。また、不安解消や信頼構築にも有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象範囲が広範囲・多数になると、効率性が低くなるため、ある程度範囲が限られる。 ● 相手の都合により時間が限定されるため余裕をもった期間が必要である。
説明会	多	中～高	中～難	<ul style="list-style-type: none"> ● 局所・少数から広範囲・多数の人を対象にすることが可能。 ● また、学校関係者など広範囲に分散している人に対象とすることも可能。 ● 対面でのコミュニケーションであり、双方向性が高く、直に住民等の意見等を聞き、対策等に反映できる。また、不安解消や信頼構築にも有効。 ● 1対1ではなく、複数での意見交換が可能で、相互理解が促進される。 ● 対象範囲が広範囲・多数の場合は、戸別訪問よりも効率的。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 説明会に参加しなかった人には情報提供等ができない。 ● 適正な場所に会場を確保できるとは限らない。 ● 準備に時間等がかかり、不慣れな人が開催するには敷居が高い。 ● 開催回数が複数回になる場合がある。

建築物の規模等別の情報提供方法

石綿の有無		石綿「あり」の場合						石綿「なし」の場合
方法	建築物の規模等	戸建住宅	低層・小規模建築物等	中層・中規模建築物等	高層・大規模建築物等	ショッピングセンター・イベントホール等	学校等	
掲示		●	●	●	●	●	●	●
チラシの配布・回覧		○	○	○	○	○※1	○	-
戸別訪問		○	○	△	△	△	△	-
説明会		-	△	○	○	○※2	○※3	-
対象範囲	エリア、対象者	狭い、少数	狭い、少数	中程度、中程度	広い、多数	広い、多数	中程度(点在)、多数	-

⑤ 問い合わせ等への準備

- 周辺住民等からの問い合わせに関する想定問答集の作成
- 問い合わせ窓口、担当者の設置
- 石綿漏洩・飛散事故発生時の対応方法の検討

3. 石綿漏洩・飛散事故発生時等の リスクコミュニケーション

(1) 新たな石綿含有建築材料発見時

解体等工事実施中に新たな石綿を発見

- 工事の一時停止と飛散防止対策の有無・効果の確認、必要に応じ追加措置
- 関係機関への速やかな報告
- 住民等への情報提供
速報として掲示やチラシ、必要に応じ説明会開催

情報提供する事項の例

- ✓ 新たに発見した石綿含有建材の種類、確認した箇所等
- ✓ 発見の経緯、事前調査で確認できなかった理由
- ✓ 石綿漏洩・飛散の可能性の有無（石綿含有建築材料の破損の有無等）
- ✓ 今後の対応について（事前調査のやり直しについて、調査漏れがないよう他の場所も再確認することなど）

(2) 石綿漏洩・飛散事故発生時

石綿除去等作業実施中の漏洩・飛散

(特定工事の場合の養生の破損、隔離区域からの漏洩など)

事前調査時に見落としした石綿含有建築材料を解体等工事中に破損・飛散

石綿除去等作業終了後に除去等作業実施中の漏洩・飛散の可能性が判明

など

- 作業実施中に漏えい・飛散が判明した場合は、工事を中止し、飛散防止の応急措置を講じる
- 自治会、関係機関への速やかな報告
- 原因究明
- 住民への情報提供
 - ・ 方法、範囲は事故の規模や影響度に応じて決定
 - ・ 大きな事故の場合は、戸別訪問や説明会の開催による丁寧な説明が必要
 - ・ 地方公共団体等関係機関とも相談

● 石綿漏洩・飛散事故発生時に情報提供する事項の例

- ✓石綿の漏洩・飛散等の原因、範囲
- ✓漏洩箇所や敷地境界でのアスベスト大気中濃度の測定結果
- ✓事故発生時の緊急措置の内容と実施状況
- ✓再発防止対策の内容と実施状況 など

● 石綿除去等作業の終了後に情報提供する事項の例 (石綿漏洩・飛散事故あり)

通常時の情報提供結果に加え、以下について情報提供

- ✓石綿の漏洩・飛散等の原因、範囲
- ✓漏洩箇所や敷地境界でのアスベスト大気中濃度の測定結果
- ✓事故発生時の緊急措置の概要
- ✓再発防止対策の概要と実施状況
- ✓再発防止対策実施後の石綿漏洩監視結果 など

平成29年2月2日（木）から平成29年3月3日（金）まで、
本ガイドライン（案）についてパブリックコメントを募集して
います。

意見の提出方法

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）
- 郵送又はファックス

※郵送・ファックスの場合の記入要領、送付方法については、環境省報道発表資料（<http://www.env.go.jp/press/103563.html>）をご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階
環境省水・大気環境局大気環境課（排出基準担当）
（TEL）03-5521-8293
（FAX）03-3580-7173

本ガイドラインは、フォーラムでのご意見やパブリックコメントの
結果を踏まえ、今年度末を目途にとりまとめる予定としています。